

税務相談室

定期金給付契約の 相続税評価

北海道医師会顧問税理士 中村 孝一

質問

私は医療法人を経営しています。相続人となる子ども達のために、従前から生命保険に加入していました。今回、生命保険契約の、定期金の相続税評価方法が変更したようですが、その内容を教えてください。

回答

現預金や金融資産は100%評価されて相続税が課税されますが、定期金を受給する権利等の相続・贈与等については、受取総額より少ない金額で評価されていました。平成23年4月1日以後の相続・贈与等および平成22年4月1日以後の契約については、解約返戻金等で評価されることになり、評価減の効果がなくなりました。

1 給付事由が発生している定期金に関する権利の評価

定期金給付契約で、その契約に関する権利を取得した時において定期金給付事由が発生しているものに関する権利の価額は、定期金の給付期間に応じ、有期定期金、無期定期金または終身定期金の3種類に区分して定められており、それぞれの態様に応じ、次のように評価することとされていました。

(1) 有期定期金

有期定期金とは、一定期間定期的に金銭その他の物の給付を受ける権利をいい、その権利の価額は、残存期間に応じ、その残存期間に受けるべき給付金額の総額に、一定の割合を乗じて計算した金額によって評価することとされていました。

(2) 無期定期金

無期定期金とは、定期金の給付事由発生後の給付期間が無期限のもので、将来無期限に定期的に金銭その他の物の給付を受ける権利をいい、その価額は、1年間に受けるべき金額の15倍に相当する金額によって評価することとされていました。

(3) 終身定期金

終身定期金とは、その目的とされた者が死亡するまでの間、定期的に金銭その他の物の給付を受ける権利をいい、その価額は、その目的とされた者のその契約に関する権利の取得の時における年齢に応じ、1年間に受けるべき金額に、一定の倍数を乗じて算出した金額によって評価することとされていました。

2 給付事由が発生していない定期金に関する権利の評価

定期金給付契約（生命保険契約を除きます）で、その契約に関する権利を取得した時において、定期金給付事由が発生していないものに関する権利の価額は、その掛金または保険料の払込開始の時からその契約に関する権利を取得した時までの経過期間に応じ、その時まで払い込まれた掛金または保険料の合計金額に、一定の割合を乗じて算出した金額によって評価することとされていました。

3 平成22年税制改正で従前の評価が適用できなく

なった

定期金給付契約に関する権利の評価方法に関する制度の割合・倍数は、昭和25年当時の金利水準・平均寿命などを基に定められており、その後の金利水準の低下・平均寿命の伸長により、相続税評価額と実際の受取金額の現在価値が大きく乖離していると、平成22年度の税制改正により、次のように評価が見直されました。

(1) 有期定期金の場合

次に掲げる金額のうち、いずれか多い金額となります。

① 解約返戻金相当額

② 定期金に代えて一時金の給付を受けることができる場合には、当該一時金相当額

③ (給付を受けるべき金額の1年当たりの平均額) × (残存期間に応ずる予定利率による複利年金現価率)

(2) 無期定期金の場合

次に掲げる金額のうち、いずれか多い金額となります。

① 解約返戻金相当額

② 定期金に代えて一時金の給付を受けることができる場合には、当該一時金相当額

③ (給付を受けるべき金額の1年当たりの平均額) ÷ (予定利率)

(3) 終身定期金の場合

次に掲げる金額のうち、いずれか多い金額となります。

① 解約返戻金相当額

② 定期金に代えて一時金の給付を受けることができる場合には、当該一時金相当額

③ (給付を受けるべき金額の1年当たりの平均額) × (終身定期金に係る定期金給付契約の目的とされた者の余命年数に応ずる予定利率による複利年金現価率)

この改正は、原則として平成23年4月1日以後の相続もしくは遺贈または贈与により取得する定期金給付契約に関する相続税または贈与税について適用することとされ、同日前に相続もしくは遺贈または贈与により取得した定期金給付契約に関する権利に係る相続税または贈与税については、従来どおりとされています。

(4) 給付事由が発生していない定期金に関する権利の評価

定期金給付契約（生命保険契約を除きます）で、その契約に関する権利を取得した時において、定期金給付事由が発生していないものに関する権利の価額は、解約返戻金を支払う旨の定めの有無に応じ、それぞれ次のように評価することとされました。

① 解約返戻金を支払う旨の定めがない定期金給付契約

次のイまたはロの場合の区分に応じ、それぞれ次のイまたはロに定める方法により算出された金額によって評価します。

イ 掛金または保険料が一時に払い込まれた場合（経過期間に応ずる掛金（保険料）の予定利率の複利による計算をして得た元利合計額）×90%

ロ 上記イ以外の場合

（経過期間に払い込まれた掛金（保険料）の金額の1年当たりの平均額）×（経過期間に応ずる予定利率による複利年金終価率）×90%

② 上記①以外の定期金給付契約

解約返戻金相当額によって評価します。

この改正後の規定は、平成22年4月1日以後に相続もしくは遺贈または贈与により取得する定期金給付契約に関する権利に係る相続税または贈与税について適用することとされ、同日前に相続もしくは遺贈または贈与により取得した定期金給付契約に関する権利に係る相続税または贈与税については、従来どおりとされています。